

## 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和5年度第4回）議事要録

### ○日時

令和6年（2024年）2月9日（金）10時00分～12時00分

### ○場所

西宮市職員会館 3階 大ホール

### ○出席委員

大谷会長、潮谷副会長、浅雄委員、岩本委員、木津委員、柴田委員、清水委員、角野委員、竹久委員、中村委員、姫田委員、増田委員、服部委員、原委員、藤田委員、本田委員、山中委員、山本委員 計18名

### ○傍聴者

1名

### ○次第

1. 開会
2. 傍聴の許可
3. 議事
  - (1) 西宮市障害福祉推進計画（素案）に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について
  - (2) 西宮市障害福祉推進計画（案）について
4. 閉会

### ○資料

- ・資料1 西宮市障害福祉推進計画（素案）に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について
- ・資料2 西宮市障害福祉推進計画（案）について
- ・参考資料 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和5年度第3回）議事要録

### ○事務局

健康福祉局長、福祉総括室長、福祉部長、生活支援部長、障害福祉課、生活支援課、地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課、地域保健課、健康増進課、保健予防課、こども未来部長、診療事業課、発達支援課、地域・学校支援課、学校教育課、特別支援教育課

## ○議事要録

### ○会長

本日の議事は2つである。「西宮市障害福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について」、「西宮市障害福祉推進計画（案）について」ご審議を賜る。

それでは、1つ目の「西宮市障害福祉推進計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について」事務局から説明をお願いしたい。

－西宮市障害福祉推進計画（素案）に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について事務局説明－

### ○会長

ただいま事務局からご説明いただいた内容について、ご意見、ご質問等があればお伺いしたい。

### ○委員

パブリックコメントを読んだ感想を言わせていただく。手話通訳に関わる意見がたくさんあるが、計画の素案には手話言語について、1つの文章しか載っていない。皆さんがわかっているのかどうか、しっかりとした生活につながるができるのかと不安を感じている。手話通訳者が足りないという意見があるが、私もそう思う。その問題が、最近起こったことではなくて、20年以上前くらいからそういった意見があった。それを変えていく、改善できない状況にあると思う。今、登録通訳者の年齢を考えると、改善の必要があると思っている。私の団体でも、積極的に市と一緒に対策、検討していきたいと思っているので、よろしく願います。

### ○事務局

計画には、「外出・コミュニケーションの支援」のところと、「手話等のコミュニケーション手段の尊重」というところに記載している。手話通訳者については、各団体からも要望をいただいております。人材の問題のところが多い。西宮市の財政状況等も勘案しながら、課題であるので、今後一緒に考えていけたらと思っているので、よろしく願います。

### ○副会長

西宮市は手話言語条例を作っておられる。ただ、手話言語条例の推進体制の中でのチェックみたいなものも、入れておいたほうが良いのではないかと思いますので、ご検討をお願いします。

### ○事務局

西宮市では、差別解消と手話言語、情報コミュニケーションの保障、この3つを含めた条例を作っている。それぞれの項目の評価について整理していきたいと思っている。

### ○会長

なかなか改善は難しく、予算の問題もあるかと思うが、当事者の立場から充実を望むという要

望をしっかりと踏まえていただきたい。

2つ目の議事、「西宮市障害福祉推進計画案について」事務局から説明をお願いしたい。

－西宮市障害福祉推進計画（案）について事務局説明－

○会長

ただいま事務局から説明いただいた内容に関して、ご意見、ご感想があれば伺いたい。

○委員

パブリックコメントや委員の意見を受けて、国連の権利条約の文言が明確に入り、かつ総括所見の部分がしっかりと明記されたことは非常に重要なことである。国が策定指針を変えようとしていないとか、その勧告を受けた改定が全然進んでいないとか言っている場合ではない。やはり各自治体で、あるいはそれぞれの法人で、そのことをしっかりと受け止めていく姿勢を示していくことがとても重要であると思う。例えば、地域移行の数値目標を変えてしまえばそれで良いというわけではなく、施策推進の端々に意気込みをにじませていくということが必要だと思っている。例えば、地域移行も人材育成が課題である。そこは国もなんとかしないと、という動きに今なっている。それと地域生活支援拠点の整備で、自立支援協議会で状況把握、継続討議をするということ等はしっかりと書いてある。西宮市では面的整備とはっきり言っており、これはぶれることがない。ただ、進捗状況のところでも面的整備をします、で終わってしまっている。施策の展開において、面的整備を進める、地域自立支援協議会において協議・検討を行うと書いてあることは良い。ただ、地域移行を進めるという点において、ふれぼの自立生活準備室は他に例を見ない地域移行の有効な装置である。自立生活準備室で体験の機会・場の提供だけでなく、例えば、人材育成の機能を拡大・強化し地域移行を進めますといった意思表示が必要である。成果目標のところでも、取組の状況だけでなく、どういうものを目指すのか書くべきである。社会福祉協議会の地域福祉推進計画も中間見直しを行うので、そのような文脈を入れる予定である。それと市の障害福祉推進計画が連動するよう文言の追記を希望する。

○会長

地域生活支援拠点整備の具体的な取り組みと、どのように展開していくかという意気込みのよなものを入れていただく必要があるのではないかとのご指摘である。

○事務局

地域生活支援拠点等の整備について、進めるべき方向性は市内部では考えているものはあるが、今回の計画で具体的などころまで書き切れなかった、そこまで進められなかったところはある。今後もこの策定委員会で重点的に進捗状況を報告するとともに、この計画でも盛り込めるところは盛り込みたいと思っている。非常に大事な分野であると認識しているので、今後ともがんばっていききたい。

○会長

検討いただければと思う。国の報酬改定でも、この部分の考え方が色濃く出ている。それと、コーディネーターの配置はどのように考えておられるか教えていただきたい。

#### ○事務局

コーディネーターは、現状配置はできていない。こういった役割が求められているなどを整理して検討していきたい。

#### ○会長

検討いただきたい。国の報酬改定の最新案でも、地域生活支援が色濃く出ているので、それも参考に進めていただければと思っている。それと、国連の総括所見が、国ではなかなか進展しない。例えば、支援学級に在籍する子供は支援学級で半分以上授業しなさいという、国に対して声をあげたのは、大阪では2市だけである。自治体から声があがらない、そういったところも押さえながら、どのようにインクルーシブ教育のあり方を求めていくのかを考えていく必要があると改めて思っている。

#### ○委員

用語説明で違和感があるのだが、「就労移行」の説明が「障害者就労施設を利用している人が、企業等と雇用契約を結び、働くようになること」と書いてあり、雇用契約を結んで働く場なんだと、受け取れてしまう。ここは、働くように訓練する場などが適切ではないか。

#### ○事務局

「就労移行」と「就労移行支援事業」は別で、この「就労移行」は支援を受けるなどして就職することを指している。

#### ○会長

一般就労では、雇用契約を結ぶ、最低賃金が適用される、例えば週40時間働くなどがある。就労移行という概念は確かにわかりにくい、一般企業に雇用されることを支援するという意味で説明をさせていただいているとご理解いただきたい。

#### ○事務局

おっしゃるとおり、確かにわかりにくいと思ったので、就労移行のところに就労移行に向けた支援をするところが就労移行支援事業所である等といった追記をするのを検討したい。

#### ○会長

就労選択支援という新しいサービスができるなど確かに難しい。就労支援がこれからの施策の推進の目玉になってもいると思っている。

#### ○委員

子供の支援について、「療育・発達支援の充実」「障害児支援の充実」とあり、それぞれ必要な

ことであり、充実させていかないといけないと感じてはいる。しかし、子供の支援を考えるときに、中核になる人は誰なのか。相談支援をしている中で、相談を受けるときに、ご本人のニーズに基づいてというのは基本の原則であるが、例えば、学校との連携が必要なときに、学校と連携すれば課題が解決するのかといえばそうではない。その人の生活を支援していくうえで、親御さんの支援が必要な人もいる。その相談の核になる人は、その親御さんの支援を直接するということは難しいかもしれないが、連携をとりながら、家庭のことを支援していくというコーディネート機能が、子供の相談はとても大事だと思っている。誰がそういった子供の支援のコーディネート機能を中核としてやっていくのか。計画相談の相談員は、そういうことを併せてやっているところはあるが、基本相談の部分においては、そのコーディネート機能、誰がやっていくのかというところが、少し見えにくいと感じている。「障害者あんしん相談窓口の充実」の中で書かれている基幹相談支援センターの相談支援というのは、どちらかと言えばコーディネート機能である。単発の相談に対しても対応はしていくが、複合的に支援が必要な人には、医療や福祉、就労などいろいろなところのコーディネート機能を図っていくのが、基本相談の1つの役割であると思っている。子供の場合はどうしていくのか、はっきり見える方が良いのではないか。基幹相談支援センターが子供の相談機能のコーディネート機能もやっていくのか、そうではないのか。こども未来センター、北山学園も含めて、どこがコーディネート機能を持つのか、考えていただきたい。

それと、「放課後の居場所の充実」では、育成センターのことしか書かれていない。子供の放課後の居場所というのは、放課後キッズルームや児童館など、様々なものがあると思っている。今、障害の分野では、みんなが放課後等デイサービスに行ってしまう、地域から障害のある子供たちがいなくなっていくということが、すごく課題になっている。「子ども・子育て支援プラン」で、障害児を受け入れるという軸で書かれているのであれば問題ないと思う。もし、そちらでも何か抜け落ちている場合は、放課後の居場所は、広げて考えていただけるとありがたい。

#### ○会長

1つ目は、障害児のコーディネートについて。2つ目は、いわゆる放課後の取り組みで、留守家庭児童育成センターの記載だけで良いのかというご意見をいただいた。

#### ○事務局

相談支援体制について、子供に限らず全体として今、セルフプランが増えており、その傾向がなかなか止められない等の様々な課題がある。子供を含めた相談支援体制のあり方、全体について、今年度は積極的に北山学園やこども未来センターと連携し、今後の方向性について検討を始めているところである。

#### ○会長

今回の報酬改定において、児童発達支援センターがそのコーディネート役を担うと明確に出ている。相談支援体制については、従来は相談支援事業所から取りに行かないと情報が手に入らないが、今回の国の方針では、放課後等デイサービス等が情報連携して利用者の個別支援計画を相談員に送る。高齢者では既に支援計画は必ず相談員やケアマネジャーのところに集まるような仕組みになっている。それで、どのようにコーディネートしていくかについて改善されるかなとい

う文言がある。

自立支援協議会のあり方については、国から追って情報があると示され、その中で、考えていく必要があるのかなと思っている。

大阪市では、医療的ケア児の支援について、全体の実態把握をされており、困ったときに誰に相談するかについて、回答のあった人全員が医者、医療機関に相談すると答えた。これは通常、どこの施設も自治体でもそうである。そのうち過半数が、計画相談員に相談すると回答している。理由の分析はこれからだが、医療的ケア児コーディネーターの養成講座を大阪市は実施しており、資格を持つ人が配置されていることが、理由の1つではないかと思う。やはりそういったところの充実と、こういった問題というのは切り離せない。相談体制のあり方が1つのポイントになってくると思う。こういったところも含めて、子供のことを全体の流れの中で考えて、どのように相談支援体制を作っていくかという議論をしていただく必要があるのかなと思う。

育成センターだけではなく、放課後の過ごし方を支援する、放課後居場所事業について、教育委員会の方のご存知だと思う。学童保育ではなくて、学校が終わって、その後、学校で過ごしていただく、その場を提供するという事業もある。自治体がそのような放課後の居場所づくりで、学校を開放して、教室に指導員を置いて、そこに健常児と障害のある子供と一緒に過ごす体制に取り組んでいるところがある。地域で暮らすにも居場所がないと暮らせないので、そういうところを作っていく、もう少しそういったところの書きぶりを検討いただきたいと思います。

#### ○委員

つい先日、厚生労働省から報酬改定の資料が出てきて、サービス提供事業所は、それを元に今から予算などのシミュレーションをしている。その中で、はっきり義務化されていくものが出ている。国が方向性を示しているものがあるが、その内容から、この西宮の計画にも盛り込まないといけないものがあつたのか、なかったのかをお聞きしたい。

もう1点は、この計画を具体的にどこまで記載するのか、すごく難しいと思っている。多くの項目が「努めます」とか「あります」とか「目指します」、「進めます」になってしまう。そう書くことによって、見た人が数年先にどうなっているのかというイメージが持ちにくいと思うが、障害福祉の枠組みだけでなく、社会情勢などいろいろな背景もあることだと思うので、なかなか具体的には書きにくいと思う。しかし、これを進めていこうと思ったら、具体的なショートゴールの設定など、見える形の目標が必要なのではと思う。この計画に書かれていなくても、今はどこを目指すのか、議論することなどは、この場でしていくという理解で良いのかをお聞きしたい。

#### ○事務局

2月6日に厚生労働省から資料が出たところで、まだ完全に理解していない部分がある。今のところは案であり、正式なものはもう少し後に出てくるため、読み込んだ結果、それから反映できるかと言われると、現時点でも何か追記することはなかなか難しい。令和6年度から実施する必要があるものについては実施していくので、計画には記載できなくても、必要な施策については進めていきたい。

#### ○会長

ショートゴールというのは、具体的には数字で表すのか。

#### ○委員

例えば地域生活支援拠点の面的整備を進めていくためには、まず何が必要か、人の確保なのか、人であれば何人必要なか確認していかないといけない。そのようなことを皆さんで確認しながら進めていけるというのは大事である。進捗もぼやけていってしまうのではないかと思った。

#### ○会長

ご指摘いただいた点、今回に反映できるかという、なかなか難しい。全部見直さないといけなくなる。いただいたご意見をもとに、例えば権利擁護支援システムやあいサポート運動の推進のところで、企業や人の数という数値目標を参考にするというのも考え方である。ニーズのアンケートをしたときに、当事者の方が、実際に西宮の福祉は進んだと思えるような、アウトカムで評価する仕方もあると思っている。これは、今後の課題ということで、調査の設計の仕方の見直しも必要かと思う。私が今知っているところで、豊中市はインカムからアウトカムに変えたので、そういった当事者からのアンケートで、実際どのように進展したか捉えるというように今、取り組んでいるところである。また、参考にさせていただきたいと思う。

#### ○委員

「強度行動障害のある人や障害のある人の高齢化に伴う対応」について、令和8年度目標で、「強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整備【新規項目】」と書いてあり、成果目標のところでも、まず実態把握を行った上で、ニーズに基づく支援体制を整備しましょうという段階であると思う。具体的に、何か西宮市としてお考えになられている施策等があれば教えていただきたい。やはり、地域で生活する上で、行動障害をお持ちの方が、生きづらさを抱えておられて、支援が難しい面がある。強度行動障害の地域移行を進めていくケースでも、一人暮らしの支援、重度訪問介護等を利用しながら、その人らしい生活を支えていくというようなサポートも行うが、なかなか個別支援だけでは支えきれない現状もある。これはすごく重要な項目であると感じている。当法人の入所施設で強度行動障害を有する方がたくさん生活されており、そういった方の支援を日々考えながら、その人らしさを尊重しながら、地域に戻っていただくような支援も行っている。全体的にこういった支援体制を構築することは、課題であると思っている。今の段階で、お考えがあれば、教えていただきたい。

#### ○事務局

地域移行を進めていく上で、強度行動障害のある方に対しての地域の体制や、支援をどう考えていくかは、確かに重要なことであると認識している。これまで様々な団体との意見交換を通じ、問題として把握している。具体的な施策という段階までは行っていないが、実態把握などで、どういった施策であれば、より効果的に実施できるのかを考えていきたい。

現状としては、個別支援ではあるが、長時間のサービスである重度訪問介護を、強度行動障害のある方で基本的には地域で暮らせる方は、24時間体制で支給決定し、支えていくようになっている。ただ、枠の中でしっかりと支援体制を整えても、疲弊するところがあるので、西宮市とし

ても、今後取り組んでいきたい。

#### ○会長

施設から移行する、あるいは、グループホームから出て一人で暮らす、そういう生活を目指すことについて国から案が出ている。今までグループホームが基本であったが、総括所見の中で、グループホームという縛りもおかしいと。地域で生きるということは、どんな方でもそういう仕組みがあれば、自立できるわけである。それを今度、目指していきましようということが少し出ていると思った。もともと、強度行動障害の壁があり、集団生活自体が大変なので、一人で生活する方が合っているのかなと思う。そういったところを改善するという課題もあるのではないかと考えている。

#### ○委員

計画策定に向けて、意見の反映、取りまとめをしていただいて、非常に感謝している。障害のある方が主体的に当たり前の権利を行使して、このまちで暮らしていくということが、この計画に基づいて行われていくのだろう。

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところで、入院生活、入院治療中心から地域生活へという改革ビジョンがうたわれて以降、精神障害のある方も、地域移行支援は、施策を変えながら進んできている。一方で、2022年の対日勧告では、地域移行、身体拘束等、入院のあり方については、非常に厳しいご意見をいただいていると考えている。また、同年の12月に精神保健福祉法が改正され、2024年の4月から、医療保護入院の入院形態のあり方等についても、随分変更がある。従来は、医療保護入院の入院期間の設定というものがなかったが、それを一定の6か月、あるいは通知等で定める期間に区切って、簡易もしくは任意入院への切り替えが、これから進んでいくことになっている。これを踏まえると、国の指針の中にある、「退院後1年以内の地域における平均生活日数、1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率における関する目標」の中で、早期退院の人たちが非常に増える可能性もあるが、長期入院の方も随分と放っておかれて、超高齢化が進んでいる。65歳以上の方への支援をどうしていくかということも、少し考えていかないといけないと思っている。そこで、今後、長期は1年以上だという考え方や、入院が短いから支援しないというわけではなくて、西宮市においては、協議会を設置して動いていらっしゃるので、そのあたりは1年以上にとらわれず、幅広く支援を提供していくのかどうかという認識を共有していきたいのが1点である。

2点目は「精神保健福祉に関する支援体制の充実」について、精神保健福祉法の改正に基づいて、メンタルヘルス課題へのアプローチが市町村に下りてくる。保健所や保健センターにおいて、相談支援体制の充実を図りますと書かれているが、ここで示す相談支援体制というのは、実際、お話を聞くだけなのか、ケースワークもするのかという認識の共有をしておきたい。

3点目は、自立支援医療の受給者数推移は記入していただいているが、国の患者調査の集計の仕方が少し変わった。従来であれば、30日を一定の通院期間として、通院治療にかかっている患者数が350万、380万だったと思う。令和4年くらいから、約90日を通院している人としましようということで、その統計の数字が変えられた。618万人という数字になっている。日本の人口が約1億2000万人なので、20人に1人が通院されているという計算になる。この辺りも、今後、



受診医療だけではなくて、通院治療されている方の集計方法も、少し整備が必要であると感じた。これは感想である。

○会長

1点目が、改革に伴う精神医療の退院措置について、2点目が、精神保健福祉に関する支援体制について、ご意見をいただいた。

○事務局

長期入院者の考え方について、一応は、1年以上を原則とさせていただいている。やはり、長期入院の方に関しては、一旦退院しても、体調不良で一般病院に入院してしまうことがある。それをリセットされてしまって、また数か月ということも実際起きている。基本は、その方の支援に何が必要なのかということを考えている。必ず1年以上という縛りで今も取り組んでいるわけではなく、その方の状況を見て、ニーズも踏まえた上で、関わっていきたいと思っている。病院から長期入院として、市にいただく分に関しては、1年以上でさせていただいているが、協力病院から、こういう方は支援してほしいというような依頼があった場合には出向いて話をさせている。そのなかで、必要なケースが上がってきた分に関しては、その都度協議しながら進めていければと思っている。1年以上にこだわっているわけではない。

○会長

西宮市は、前から協力病院と提携して、そういった退院促進のようなことも取り組んでいるとお聞きしている。そうだろうか。

○委員

そうである。ここで認識を共有したいと思う。

○会長

西宮としては、協力病院と連携しながら、退院促進のサポートをしていただくところも充実していただきたい。

それから、ご指摘の相談支援体制について、ソーシャルワークをするのか、あるいは話を聞くだけなのかという質問についてはいかがか。

○事務局

相談支援体制の充実について、保健福祉センターは5センターあり、基本、保健師が小学校区ごとの地区担当制ということで、保健活動をしているが、精神保健に関しての支援員は昨年度までは、一部の職員が全小学校区を分担するような形で活動をしていた。本年度から、一部の保健師だけが精神保健を行うのではなくて、基本、どの小学校区も地区担当制ということで、精神保健福祉士と保健師と協力しながら、活動することになった。関わる保健師の人数自体は、拡充ができたのではないかなと思っている。

### ○委員

相談支援の定義の確認であるが、いわゆる支援までを行うのかどうか。我々が計画相談で行っているような基本相談で、何もかもになってくる。基本的にどこまでが相談支援とくくられているのかを聞いてみたい。

### ○事務局

相談のあり方としては、匿名でお電話を受けることもあれば、継続的に支援をしている方もいる。内容としては、なかなか病院に1人で行けない方には、付き添って一緒に行かせていただいたり、退院された後でも、一緒に行かせていただいて、先生とお話をさせていただいたりする。また、病院を見つけるところから支援をすることもある。精神保健福祉手帳や、医療、そういった使える福祉サービスのご案内などもつなぐようにしている。

### ○会長

精神病院は長くいると診療報酬が下がることもあり、できるだけ6か月以内で退院してほしい。都会ではどういことが起こっているかという、グループホームがたくさんできており、すぐ入られるが、3か月ほど出ないといけないという劣悪なグループホームしか行き先がないといことがある。そうなってくると、グループホームの中身はどうなんだといことが大きく問題になってくる。それが今、国の方針の中でも、そのグループホームの質が、今度転換していくという流れになっている。ビジネス化されていて受け皿はできるが、素人が世話人、支援員として入られると、不適切な対応が散見されることもあり、質の充実が言われている。

一方で、もう10年、20年、精神科閉鎖病棟で暮らされている方になると、これもなかなか退院促進というのはなかなか難しい。コロナもあり、そういった対応が難しいことがあって、なかなか進んでいかない現状もある。それも含めて、これからどのように地域生活を支援していくかが1つの課題になってくると思う

### ○委員

今の計画では、成果目標のところにも「指導監査による適切な運営の確保」という項目があって、具体的にこういう取組をしますと記載されていたと思う。それが無いのが気になった。

### ○事務局

ご指摘のとおり、現行の計画では、成果目標のところにも、関連する取組として、「指導監査による適正な事業運営の確保」と記載していたが、同じ文言を再掲として載せていた。次期計画では見た目をすっきりさせるために省いたが、施策の展開のところには引き続き書いており、指導監査等を行っていくことは変わらない。

### ○会長

監査は、どこがされるのか。

### ○事務局

西宮市では、障害福祉サービス等については、法人指導課が指導監査を行っている。

#### ○会長

パーセンテージを教えてほしい。300事業所あったとしたら、毎年100行くことは無理だろう。今が10%くらいだとしたら、指導監査を強化するのであれば13%に上げるなどしてはどうか。不正請求というのは、本当にひどいところがあって、裁判になっている事例もたくさんある。ここが1つのポイントになると思う。

#### ○事務局

国の基準によって、障害福祉サービスにおいては、3年に1度という頻度で回るようになっていく。本市においても、この基準を目指して指導監査をしていくところである。しかし、人的整備もあり、現在のところは、達することができていない。

令和4年度の実績になるが、障害福祉サービスについては、81サービス回っている。全体が約1000事業所あり、コロナの関係もあって、約1割になっている。3年に1度という基準に合わせて、30%ほどは目指して指導監査を実施したいと考えている。

#### ○会長

西宮市内には、1000事業所ほどあるが、人員の関係もあり、81事業所で約10%ということである。3年に1回、回っていくので、少し大変かと感じるが、努力いただけると思っている。

#### ○委員

私は障害福祉サービスを提供する事業所に勤務しており、その立場から懸念をお伝えしたい。障害福祉サービス提供事業所で人材の確保・定着・育成が課題となっているというところは、わかりやすく書いていただいていると思う。まさに、現状がこの通りで、人材の確保、定着、育成は非常に厳しいのである。実際問題、ご依頼があっても、お断りせざるを得ないことは多数あり、申し上げにくいですが、ビジネスでやっているのです。売上という言い方は良くないが、売上になることを取りがちである。移動支援のご依頼は非常に多いが、移動支援はほぼお断りせざるを得ない。重度訪問介護も、この時間の対応はもうほとんどできないという現状がある。人材の質に関しても、人材不足のために、教育、育成が行き届かないままに、かなり専門性が要求されるようなサービスに入ってもらわないといけないという事例も多い。

障害者団体や障害者サービス事業所は、情報交換等の連携をしているという記載があるが、私が所属しているところは、西宮市だけではなく、4市くらいの区域で稼働しているが実際どうなのかと少し気になった。なので、まだ入っていないところには入ってもらうように、促進していくことも入れていただけたら良いのかなと感じた。それを受けて、「計画の推進主体とその役割」の中でサービス事業所の役割について、求められます、期待されます。という記載があり、これだとサービス事業者に対しての訴えかけが弱い感じがする。これを読んで、サービス事業者が努力しなければならないと感じるかという懸念があった。今、他の社会情勢や福祉業界の人材不足の問題、高齢化もあるので、どうしても、売上を上げることによって、会社を維持しなければならないということにシフトしていている感じが、この数年あり、そこがとても気になる。文言

を変えることは難しいかもしれないが、事業者に対する働きかけ、もちろん、監査も3年に1度入られて、いろいろな中身をご覧になっているかと思う。その中にここで掲げられていることの周知をしているのであれば、事業所としてのランクを上げることを考えていただく、事業所にも理念や志がなくなっていっているのではないかという懸念がすごくある。そういったことも考えていただけると、とてもありがたい。とても心配で、懸念ばかり申し上げたが、ご検討いただけると幸いです。

#### ○会長

時間が押しているので、先に質問を受けて、あとで答えていただきたいと思います。

#### ○委員

就労と工賃の向上に関する支援の充実を挙げていただいているが、そこで2点、お話をさせていただきたい。

1点目は、これを読んでいると、一般就労、企業への就労がゴールに見えてしまう。就職するのはもちろん良いことである。しかし、近年、雇用代行業者など、それはどうなのかというような働き方をさせている企業が、報道されている通り、いろいろなところで出てきていると思う。なので、就労の内容についても、具体的に指導ができるのかということはあるのかもしれないが、市としては、そこも目配りをしているのだというような記載があると良いと思う。

2点目は、福祉的就労の充実について、ジョブステーション西宮の名前を挙げて書いていただいているが、選択肢の充実を図る、いろんな場を確保して、選択肢の充実を図ることが、福祉的就労の場の充実と書いている。この就労の場の充実の中には、質の向上、質の確保も大事であると思う。ジョブステーション西宮はそこにも取り組んでいるつもりであるので、それも一言書いていただくと良いと思っている。

#### ○委員

権利擁護支援体制の充実で、権利擁護の定義が広義なのか、狭いのか。たとえば、後見人の支援や個々の案件に関する対応なのが見えない。広義の意味では、ここにも掲げている共生のまちづくりである。障害の分野から見たときに、障害当事者が主体的に地域とつながっていきながら地域づくりを目指していくというところで、社会福祉協議会や地域自立支援協議会も、その役割を大きく担いながら進めていくところはある。その中で、高齢者・障害者権利擁護支援センターが中核機関としてある。今後目指していきますということで、後見人や個々のニーズに応じた狭義での権利擁護ということなのか。虐待防止も権利擁護に入っているので、一緒に解消していくための指南も理解はできる。この中核機関の意味というのは、権利擁護支援システム推進委員会でも話されていると思うが、ここの部分をどう捉えているのか。それによって、連携方法も変わってくる。権利擁護支援センターに求めていく機能も変わってくると思っている。西宮市として、権利擁護の支援体制の充実をどう考えておられるのかお聞きしたい。

#### ○委員

1点目は、学校や地域における福祉教育の推進ということで、子供たちにも人権教育を提供し

ていきますとお示しいただいている。西宮市には、2019年に作成された第2次西宮市人権教育啓発に関する基本計画というものがある。そこに3つのフェーズを提供していただいている。就学前教育と学校教育と社会教育、この3つの場面で人権教育をやっていきますよということがうたわれている。障害の人権教育については、障害福祉計画の中で検討しますということも書かれているので、その連動性もあるのかなと思った。

2点目は、こども未来センターは、児童の基幹相談支援センターなのか率直な疑問である。

3点目は、アウトリーチの考え方について、私は、潜在的ニーズを探るための支援であると認識している。依頼がなくても、学校、園等に行くものだと捉えて良いものなのか。アウトリーチとはそういう意味だと思っているが、それがどうなのか。

4点目は、重層的支援体制整備事業のイメージ図の中に、「様々な問題」ということで、8050、ゴミ屋敷、引きこもり、多重債務、ヤングケアラーが記載されている。おそらく代表例だと思うのだが、既存のメンタルヘルス課題や、従来の障害課題は、もちろん含まれるのかという確認をしたい。専門機関の中の「など」の中に、たとえば、こども未来センターが入るのかということも確認したい。

#### ○会長

人材確保で枯渇しているというのは市町村、どこでもそうだと思う。それから、自立支援協議会の部会にあたると思うが、事業所連絡会のような形式で、お誘いはされていると思うが、参加しづらいということか。

#### ○委員

私も管理者ではないので、管理者に促しはするが、忙しいからと行っていない。

#### ○会長

質のところ、社会福祉事業法の中で、地域福祉の推進や質の向上は、事業を行う上での責務だという規定があるので、そういったところで、重ねて行っていただくのかなと思う。

それから、就労に関して、特に雇用代行について。自分のところで雇わないで、別のところが雇って企業からお金をもらうという代行業がある。劣悪といたらおかしいが、最近是在宅で実際に就労していないのに、電話ですたと言って就労の報酬を受け取る。これは、全国的にそのようになってきている。ビジネスモデルの、法すれすれのところで運用する、目標とするようになっていく。グループホームもそうである。この辺りの質の向上も監査は大事ではないかと思う。

それから、当事者としての権利擁護でご質問をいただき、中核という文言を使っているが、これはどういう使い方で考えたら良いのかというご質問があった。

それと、こども未来センターは、児童の基幹相談支援センターを担うのかというご質問いただいている。

それから、アウトリーチの使い方についてご質問があった。

それから、質の確保である。以前は、放課後等デイサービスが儲かるというので、たくさん入ったときに、認証制度をすることを検討されたことがある。その辺りの質はどうか。

#### ○事務局

人材確保に関する取組については、計画書の「障害のある人を支援する人材の確保と質の向上」に書いている。いろいろな関係機関、福祉人材センターとハローワーク等々、協力しながら進めていきたい。取り組まなければならないと考えている。

#### ○事務局

質の問題であるが、法人指導課において、法にしたがった適正な運営がなされているか、実地指導、年に1回必ず行う集団指導等で周知等を図って質の向上に努めていく。特に、3年に1度行われる今年の報酬改定のときにも、丁寧にご説明差し上げることに努めている。

#### ○事務局

権利擁護支援について、「権利擁護支援体制の充実」の記載は、1段落目が広義の意味での権利擁護支援ということで、概念的なところを載せている。2段落目の「高齢者・障害者権利擁護支援センターを中核機関として」は権利擁護支援、成年後見の促進、虐待防止などの各個別の施策の中核機関としては、センターを中心にとということになる。広い意味での権利擁護支援であるため、市と権利擁護支援センターが中心となって取り組んでいかなければならないと思っている。

取組の方向性として、権利擁護支援と総合相談支援体制を一体的に推進して、包括的な支援体制を取り組む、構築を目指すとなっている。西宮市は、このような方向性で、広義の意味での権利擁護支援をベースに包括的な支援体制を目指すという認識である。書き方が、広義の意味と混ざっている感じがあったため、少し誤解があったかと思う。

#### ○事務局

こども未来センターは、現在は基幹相談支援センターとまで言えるところではない。ただ、法改正により、児童発達支援センターも地域における中核であり、コンサルティングなどを求められることが明確化されている。今後そういったことを含めて、可能性があるという認識である。

#### ○事務局

アウトリーチについて、幼稚園、小学校、中学校などは、定期訪問的に行っている部分もあるが、先生の支援、施設の支援でうまくいくようにというアウトリーチにもなっている。出向いていろいろとなると、全部がそのニーズかというところではない部分もある。指導主事であれば、各園の様子や各校の様子を見に行き行って把握するという業務もやっていた。行っているスタッフが心理士でもあるので、子供のことなどを個人的にいろいろ聞き出すよりも、先生や施設がうまくいくように後方支援、市のスキルアップに役立つようにという思いを持って動いている。

#### ○委員

重層的支援体制について、「様々な問題」に従来の問題も入るのか確認したい。

#### ○事務局

包括的な支援体制を目指すので、おっしゃっていただいた問題も含めて全てである。特に、こ

の重層的支援体制整備事業では、分野横断的な連携が肝になる。8050 問題などが重要になってくるため、そういった例を挙げている。こども未来センターは、市役所の福祉支援部署に入る。

#### ○副会長

今後の計画の推進体制について、障害福祉推進計画策定委員会によって、この推進状況を確認するということである。自立支援協議会における計画を踏まえた協議や、障害福祉施策推進懇談会を通じても確認していくとなっているが、そのあたりの位置づけはどのような順序になるのか。

#### ○事務局

障害福祉推進計画策定委員会では、今年度は計画の策定年度であったので、年4回協議いただいたが、来年度であれば、だいたい年1回を予定している。そこで、令和5年度やこの計画の進捗について報告をさせていただき、進捗管理を行っていききたい。

自立支援協議会との意見交換の場である障害福祉施策推進懇談会は、ここ数年は計画策定年度でしかできていなかった。ここでこれまでの実績や次の計画の案などを示させていただき、ご意見をいただいていたところである。懇談会のあり方や協議会からどのようにご意見もらうのかについては、ここ数年は止まっていたところもあるので、また協議会とも話し合っていきたい。

#### ○副会長

そうであれば、自立支援協議会の中で計画の進捗状況を協議する場と、懇談会は別なのか。

#### ○事務局

懇談会で進捗状況の報告をしていたときはあったが、ここ数年はコロナのこともあり、できていなかった。ただ、この計画の中では、計画の進捗管理の中に懇談会の記載があり、懇談会の場合なのか、協議会なのか、見直しの時期に入っていると考えている。

#### ○副会長

そこを整理した上で、今後の推進状況の評価をしていく必要があると思っている。この策定委員会で、いきなり進捗状況の評価する手前があったほうが良いと思う。自立支援協議会や懇談会を通じた評価があって、計画の推進会議で評価するという流れが良いのではないかと考えている。整理をしていただけたらと思っている。

最後に、計画ができて、それぞれのサービス目標値もそうであるが、実態として動いていくことが重要になってくると思う。重層的支援体制のイメージ図が出ているが、実際に障害分野からしっかり事例検討ができて、重層的な問題であればかけるというような手法、4月から障害分野で会議体の位置づけが明確になるので、そこをしっかりと整備していく必要があると思っている。また、主任相談支援専門員についても、指定特定と機関での主任の役割はどうか整備が必要である。児童のコーディネーターの必要性の議論もあったが、スーパービジョンできる人材をどこで活用できるのか。また、拠点やセルフプランに対する市としての考え方など詰めないといけないことは相談にはたくさんある。市と自立支援協議会の機関と整備することを進めていただく必要がある。国でも、相談支援のあり方についての方向性を出すと聞いているので、それを踏

まえて、検討、急いでやっついていかないといけないと思っている。どうぞよろしく願います。

○会長

皆さん、もっと意見がおありだと思いが時間に限りがあるので推進計画についての議論、審議は終了とさせていただきたい。もし、後で何かあれば、事務局に意見をお寄せいただければと思っているので、どうぞよろしく願います。

○事務局

会長はじめ、委員の皆様へ感謝している。今後の予定であるが、3月の市議会にパブリックコメントの結果とあわせて、計画案を報告させていただく。決定した計画については、4月にホームページなどで公表するとともに、委員の皆様へ送付させていただく。

○事務局

会長、委員の皆様へ、本計画の策定について、1年半の長きにわたりご尽力いただき、改めてお礼申し上げます。委員の皆様へそれぞれのお立場で、現状、現場をよくご指摘いただき、より深い計画になったと考えている。委員のすべてのご意見が、計画に表記はされていないが、今後取り組む上では、十分留意して取り組んでまいりたい。本日のご意見をまとめて、4月にこの計画が公表される。委員の皆様へ任期が今回で一旦終了となるが、この計画は当然であるが、実施することに意義がある。委員の皆様へおかれては、それぞれのお立場から、今後も引き続き、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

○事務局

次第は以上である。委員の皆様へおかれては、長い策定作業にご協力いただき、感謝している。

以上